

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	31
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	31
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課）	32
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	32
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課）	32
○都市計画事業の認可（3件）……………（都市環境課）	33
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	33
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	34
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	35
○特定調達契約に係る入札の公告……………	36
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	37
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	37
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38
告 示	
北海道告示第127号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。	

その関係書類は、令和6年3月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月15日		北海道知事 鈴木直道
地区名	事業の種類	縦覧場所
大富20号	農業用排水施設	北海道空知総合振興局
老節布	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
ふらの	区画整理	同
清里第2	区画整理、客土、暗渠排水、除礫	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第128号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年3月15日		北海道知事 鈴木直道
地区名	事業の種類	完了年月日
豊共第2	農業用排水施設	令和5.2.14
同	区画整理	令和2.12.22
1区下流	同	令和5.3.31
春日	農業用排水施設	令和5.2.1
同	区画整理	令和4.2.7
追分	農業用排水施設	令和5.3.24
同	区画整理	令和2.1.27

北海道告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年3月15日		北海道知事 鈴木直道
1	保安林予定森林の所在場所	勇払郡厚真町字幌内717の1・718の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内717の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第131号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町上足寄275

- 2 指 定 の 目 的 水源の涵^{かん}養
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

1 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町サンヌシ1の13・2の1・3の11・33から35まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第133号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系沼田奔川

2 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年3月15日

3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 （左岸）雨竜郡沼田町字高穂516番から同515番まで
（右岸）雨竜郡沼田町字高穂492番から雨竜郡沼田町字更新2785番まで

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 94,021.54㎡

北海道告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施 行 者 の 名 称 千歳市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・39号美々西通）
- 3 事 業 施 行 期 間 令和6年3月15日から令和10年3月31日まで
- 4 事 業 地
- (1) 収 用 の 部 分 千歳市美々地内
- (2) 使 用 の 部 分 なし

北海道告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施 行 者 の 名 称 千歳市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・45号美々南通）
- 3 事 業 施 行 期 間 令和6年3月15日から令和10年3月31日まで
- 4 事 業 地
- (1) 収 用 の 部 分 千歳市美々地内
- (2) 使 用 の 部 分 なし

北海道告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施 行 者 の 名 称 旭川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画ごみ焼却場事業（1. 旭川市近文清掃

工場）

3 事 業 施 行 期 間 令和6年3月15日から令和10年3月31日まで

4 事 業 地

- (1) 収 用 の 部 分 旭川市近文町12丁目、近文町13丁目及び近文町14丁目地内
- (2) 使 用 の 部 分 なし

北海道告示第137号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月15日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり28,400枚
- 2 落札を決定した日 令和6年2月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
- (2) 住 所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金（1月当たり） 5,000円
- (2) 複写料金（1枚当たりの単価） 0円64銭
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告 令和6年1月16日付け北海道告示第17号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月15日

北海道後志総合振興局長 猪口浩司

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 入札番号1 複写機及びその付属品の賃貸借（産業振興部商工労働観光課）

ア 落札に係る物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 3,000枚

(2) 入札番号2 複写機及びその付属品の賃貸借（産業振興部林務課）

ア 落札に係る物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 3,000枚

(3) 入札番号3 複写機及びその付属品の賃貸借（産業振興部農村振興課）

ア 落札に係る物品等の名称 モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 11,000枚

2 落札を決定した日

令和6年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 有限会社平和事務機

(2) 住所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目5番地2号

4 落札金額

(1) 1の(1)

ア 基本料金 14,900円

イ 複写料金 1枚当たり 3円30銭

(2) 1の(2)

ア 基本料金 31,000円

イ 複写料金 1枚当たり 3円

(3) 1の(3)

ア 基本料金 31,000円

イ 複写料金 1枚当たり 2円90銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月19日付け北海道後志総合振興局告示第18号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道釧路総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月15日

北海道釧路総合振興局長 木村英也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（地域政策課その1）一式（1月当たりの単価）1台分

(2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（地域政策課その2）一式（1月当たりの単価）1台分

2 落札を決定した日

令和6年2月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 釧路トヨタ自動車株式会社

(2) 住所 釧路市鳥取大通6丁目4番3号

4 落札金額

(1) 31,790円

(2) 29,590円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月19日付け北海道釧路総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道釧路総合振興局総務課

(2) 所在地 釧路市浦見2丁目2番54号

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第22号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月15日 北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 移動式クーラー 一式 202台分 2 落札を決定した日 令和6年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 8,888,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年2月16日付け北海道教育委員会教育長告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁学校教育局健康・体育課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	(2) 住 所 苫小牧市字弁天504-4 4 落札金額 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,453円43銭 (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 20円96銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和6年1月5日付け北海道教育庁石狩教育局告示第20号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁日高教育局告示第20号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和6年3月15日 北海道教育庁日高教育局長 行 徳 義 朗 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和6年3月15日に一般競争入札の公告を行う日高管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力供給実績があること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第81号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月15日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 電力（高圧） (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 56校 合計6,046kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 56校 合計13,086,130kWh 2 落札を決定した日 令和6年2月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社S Eウイングズ	

する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年3月15日（金）から同年4月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
(3) 電話番号 0146-22-9485

北海道教育庁日高教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年3月15日

北海道教育庁日高教育局長 行徳義朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

日高管内道立学校で使用する電力（高圧）

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 6校 合計 372kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 6校 合計 792,096kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁日高教育局告示第20号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎地下会議室（送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年4月25日（木）午前10時（送付による場合は、同月24日（水）午後3時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額。）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 イ 所 在 地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 ウ 電 話 番 号 0146-22-9485 10 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hidaka Prefectural School a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 372 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 792,096 kWh B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 25, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than 3 : 00 P.M., April 24, 2024)	C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56, Urakawa-cho Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan Phone : 0146-22-9485																																						
道 収 用 委 員 会 告 示																																							
北海道収用委員会告示第2号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 令和6年3月15日 北海道収用委員会会長 池 田 茂 徳 1 事件名 令和5年（収）第6号 木古内都市計画道路事業（3・4・2号中央通）収用事件 2 起業者の名称 北海道 3 事業の種類 木古内都市計画道路事業 3・4・2号中央通 4 裁決手続開始を決定する土地																																							
<table><tr><th colspan="6">裁決手続の開始を決定する土地</th><th colspan="2">土地所有者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在</th><th rowspan="2">地番</th><th rowspan="2">地目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積（㎡）</th><th rowspan="2">実測地積（㎡）</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積（㎡）</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権利の表示</th></tr><tr><th>受付年月日 受 付 番 号</th><th>種類</th></tr><tr><td>上磯郡木古内町字本町</td><td>14番1</td><td>宅地</td><td>192.81</td><td>192.27</td><td>79.38</td><td>蝦名 尙 （ただし、登記記録上は蝦名 尙）</td><td>神奈川県相模原市緑区町屋1丁目26番10号 （ただし、登記記録上は神奈川県相模原市緑区町屋一丁目26番10号）</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>		裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				所 在	地番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示		受付年月日 受 付 番 号	種類	上磯郡木古内町字本町	14番1	宅地	192.81	192.27	79.38	蝦名 尙 （ただし、登記記録上は蝦名 尙）	神奈川県相模原市緑区町屋1丁目26番10号 （ただし、登記記録上は神奈川県相模原市緑区町屋一丁目26番10号）	なし	なし	なし	なし
裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人																															
所 在	地番	地目	登記記録上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示																													
										受付年月日 受 付 番 号	種類																												
上磯郡木古内町字本町	14番1	宅地	192.81	192.27	79.38	蝦名 尙 （ただし、登記記録上は蝦名 尙）	神奈川県相模原市緑区町屋1丁目26番10号 （ただし、登記記録上は神奈川県相模原市緑区町屋一丁目26番10号）	なし	なし	なし	なし																												
5 裁決手続開始決定の日 令和6年3月1日																																							
道 公 安 委 員 会 規 則																																							
北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月15日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一																																							
北海道公安委員会規則第4号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 目次中「第36条の8」を「第36条の7」に改める。 第6条の4中第5号を削り、第6号を第5号とする。 第18条第5号を次のように改める。																																							

(5) 生活安全関係事犯の捜査に関すること。 第19条第2号並びに第19条の2第1号及び第2号中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第二課」に改める。 第19条の3第3号中「取締り」を「捜査」に改める。 「組織犯罪対策課」「組織犯罪対策企画課」 第20条の6第2項中 捜査第四課を組織犯罪対策第一課に改める。 薬物銃器対策課」組織犯罪対策第二課」 第20条の11に次の1号を加える。 (5) 照会センターに関すること。 第20条の15（見出しを含む。）中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策企画課」に改め、同条第3号を次のように改める。 (3) 特殊詐欺等（特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪をいう。）の組織犯罪の取締りに関すること。 第20条の16（見出しを含む。）中「捜査第四課」を「組織犯罪対策第一課」に改め、同条各号を次のように改める。 (1) 匿名・流動型犯罪グループ対策の企画及び調査に関すること。 (2) 匿名・流動型犯罪グループに係る情報の収集、分析、実態解明等に関すること。 (3) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関すること。 (4) 犯罪収益対策に関すること。 第20条の17（見出しを含む。）中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第二課」に改め、同条第3号を第10号とし、第2号を第9号とし、第1号を第8号とし、同号の前に次の7号を加える。 (1) 暴力団総合対策の企画及び調査に関すること。 (2) 暴力団の排除活動に関すること。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用に関すること（組織犯罪対策企画課の所掌に属するものを除く。）。 (4) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。 (5) 企業対象暴力犯罪の捜査に関すること。 (6) 賭博犯罪の捜査に関すること。 (7) 暴力団犯罪被害者等に対する保護対策に関すること。 第33条の10を削り、第33条の11を第33条の10とする。 第35条の2を削り、第35条の3を第35条の2とし、同条の次に次の1条を加える。 （地域警察運営室） 第35条の3 地域部地域企画課に、地域警察運営室を附置する。 2 地域警察運営室においては、交番その他の派出所及び駐在所の設置等に関する事務を行	う。 第35条の13を第35条の15とし、第35条の10から第35条の12までを2条ずつ繰り下げる。 第35条の9第1項中「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課」を「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策企画課」に改め、同条を第35条の10とし、同条の次に次の1条を加える。 （薬物銃器対策室） 第35条の11 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課に、薬物銃器対策室を附置する。 2 薬物銃器対策室においては、薬物銃器対策、薬物及び銃器に関する犯罪の捜査に関する事務を行う。 第35条の8第1項中「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課」を「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策企画課」に改め、同条第2項を次のように改める。 2 特殊詐欺対策室においては、特殊詐欺等の組織犯罪の取締りに関する事務を行う。 第35条の8を第35条の9とし、第35条の7を第35条の8とし、第35条の6の次に次の1条を加える。 （照会センター） 第35条の7 刑事部捜査支援分析課に、照会センターを附置する。 2 照会センターにおいては、犯罪情報等の照会に関する事務を行う。 第36条の6を削り、第36条の7を第36条の6とし、第36条の8を第36条の7とする。 第37条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。 第46条第2項中「組織犯罪対策課、捜査第四課及び薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策企画課、組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課」に改める。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
道 警 察 本 部 告 示	
	北海道警察本部告示第199号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年3月15日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量

36台及び1月当たり 483,000枚

2 落札を決定した日

令和6年2月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 コニカミノルタジャパン株式会社

(2) 住 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号

4 落札金額

(1) 基本料金 293,220円

(2) 複写料金 0.59円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月19日付け北海道警察本部告示第18号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
